

## 唐津市規則第 21 号

### 唐津市健康サポートセンター条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、唐津市健康サポートセンター条例（平成 30 年条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

**第 2 条** 唐津市保健センター（以下「保健センター」という。）及び唐津市歯科口腔保健センター（以下「歯科口腔保健センター」という。）の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

**第 3 条** 保健センター及び歯科口腔保健センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(唐津休日歯科診療所の診療日及び診療時間)

**第 4 条** 唐津休日歯科診療所（以下「診療所」という。）の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 診療日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 13 日から 8 月 15 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで
- (2) 診療時間 午前 9 時から午後 4 時まで

(診療所の利用に係る使用料)

**第 5 条** 条例第 12 条第 2 項の市長が別に定める額は、1 点の単価を 20 円以内として算定した額とする。

(施設等の利用期間及び利用時間)

**第6条** 条例第5条の規定により利用できる施設等の利用期間及び利用時間は、次のとおりとする。

(1) 利用期間 1月4日から12月28日まで

(2) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで

(利用許可の申請)

**第7条** 条例第6条の規定により、保健センターの利用許可を受けようとする者は、唐津市保健センター利用許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請の際、必要と認める書類を添付させることができる。

3 第1項の規定による申請は、利用日(2日以上連続して使用する場合は、その初日)の属する月の初日の3月前から利用日の5日前までの間に行わなければならない。ただし、公務利用その他により市長が認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付)

**第8条** 市長は、前条第1項の利用を許可したときは、唐津市保健センター利用許可書(第2号様式)を交付する。

(利用の変更又は取消し)

**第9条** 利用者は、利用許可を受けた事項に変更又は取消しの事態が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

**第10条** 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 建物、設備その他器具等を破損し、汚損し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(2) 許可なく壁、柱等にはり紙、くぎ打ち又は設備若しくは器具の設置をしないこと。

(3) 施設内での喫煙、火気の使用又は許可なく飲食をしないこと。

(4) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬以外の動物を持ち込まないこと。

- (5) 許可なく施設内で物品等の販売、宣伝、あっせん、寄附及びそれに類する行為をしないこと。
- (6) 利用者が利用を終えたときは、直ちに係員にその旨を報告し、利用施設を原状に復すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(補足)

**第 1 1 条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### **附 則**

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。



